

(令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導)

介護職員等による喀痰吸引等の制度について

令和7年3月7日

岡山県子ども・福祉部
障害福祉課

登録特定行為事業者に対する行政指導

- 令和6年10月、県内の登録特定行為事業者に対し、**特定行為業務の適正な実施について行政指導を行った。**

違反内容

- 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「士士法」という。)附則第27条第2項において準用する法第48条の5第1項に定める社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下「省令」という。)第26条の3第1項及び第2項の違反
- 立入検査を実施し、以下の内容について、登録基準違反が確認された。
 - ① 登録特定行為業務従事者による特定行為の実施に際し、**医師の文書による指示を受けていない。**
 - ② 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、**特定行為の実施内容その他の事項を記載した計画書が、関係者間で共有されていない。**
 - ③ 特定行為の実施状況に関する**報告書の作成、医師への提出がない。**
 - ④ **認定を受けていない特定行為を対象者に実施していた。**
 - ⑤ **介護職員による医行為(投薬)が行われていた。**

他

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できるとする。
 ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 ☆具体的な行為については省令で定める
 ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
 ○登録の要件
 ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

介護職員等の範囲

○介護福祉士
 ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
 ○介護福祉士以外の介護職員等
 ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
 ○登録の要件
 ☆基本研修、実地研修を行うこと
 ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・ 特別支援学校

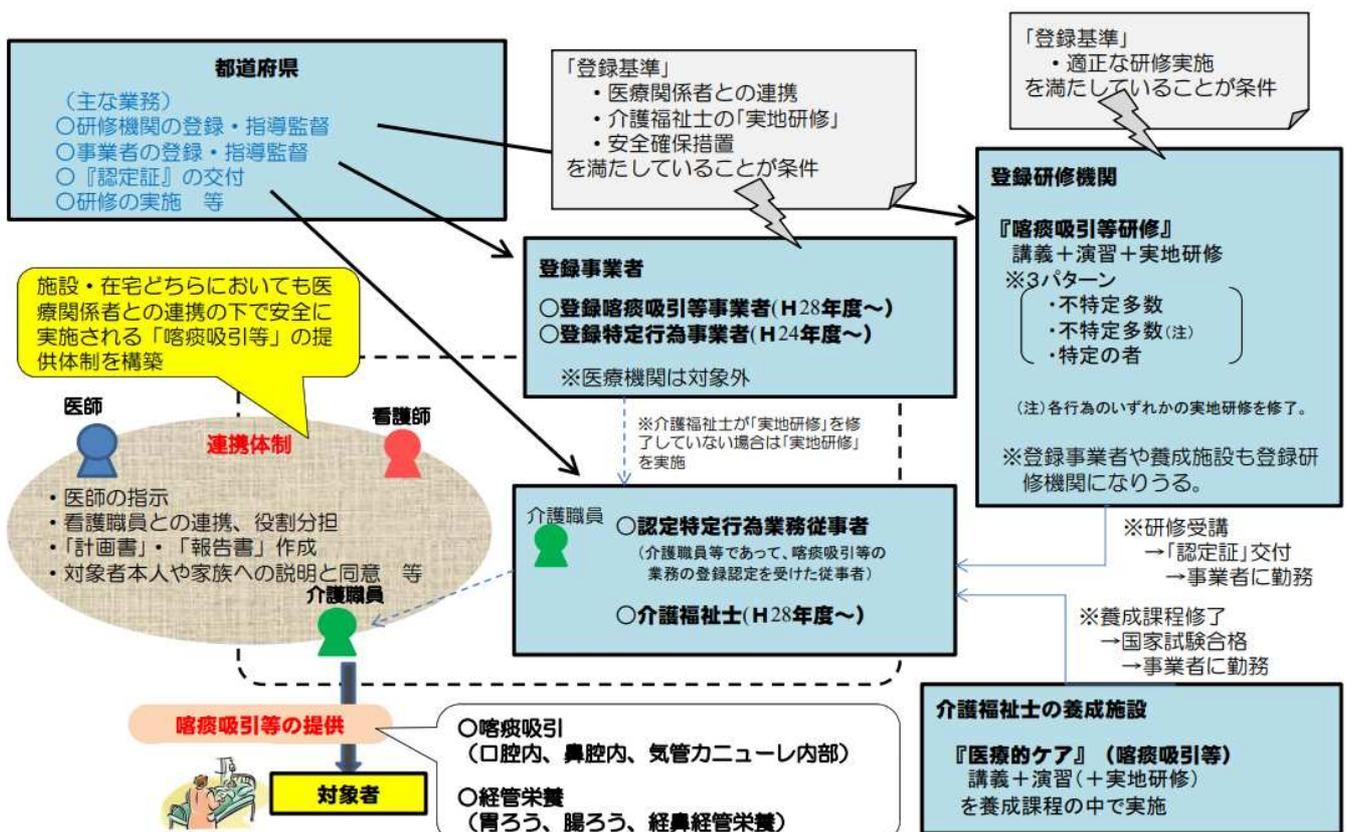
※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

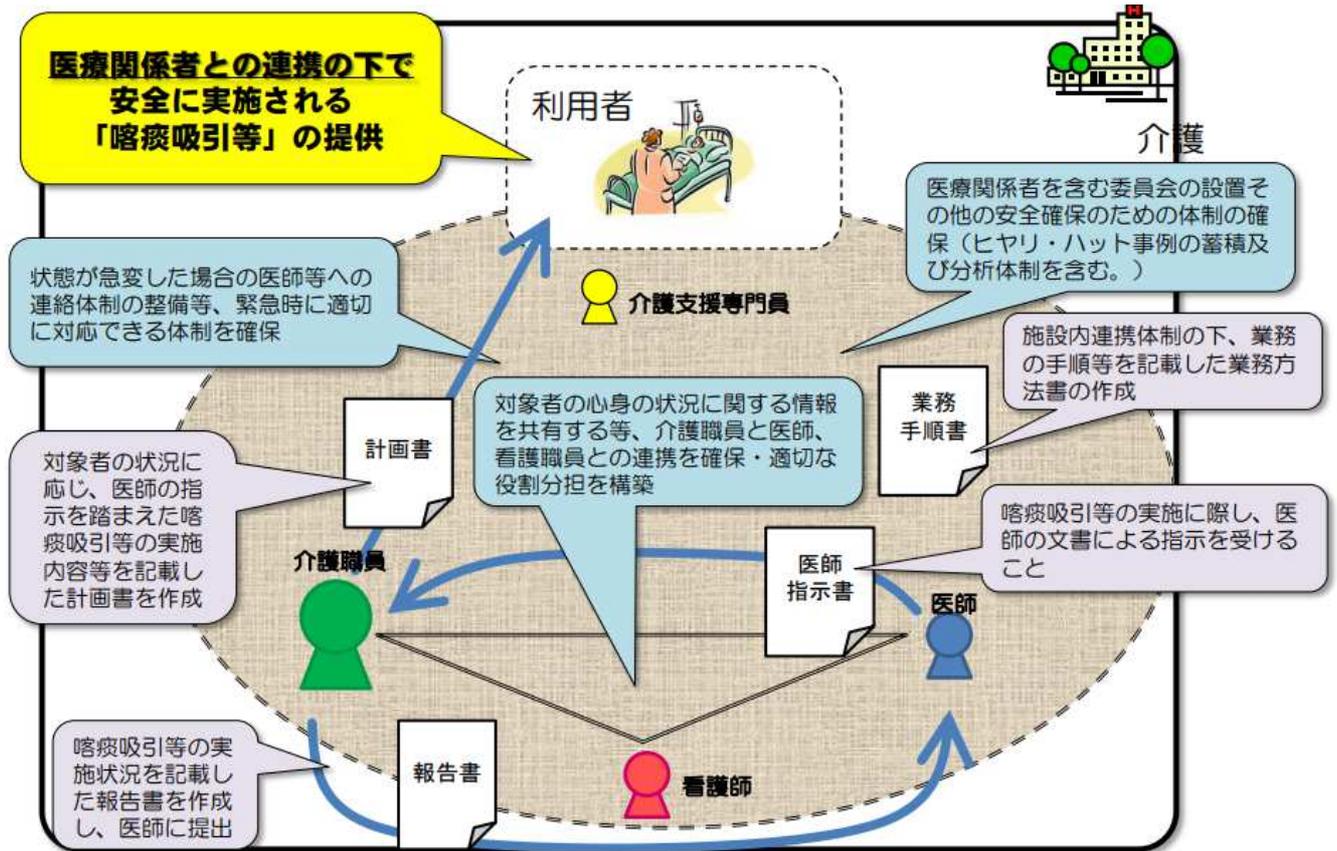
実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行
 （介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能）
 ○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

喀痰吸引等制度の全体像（概要）

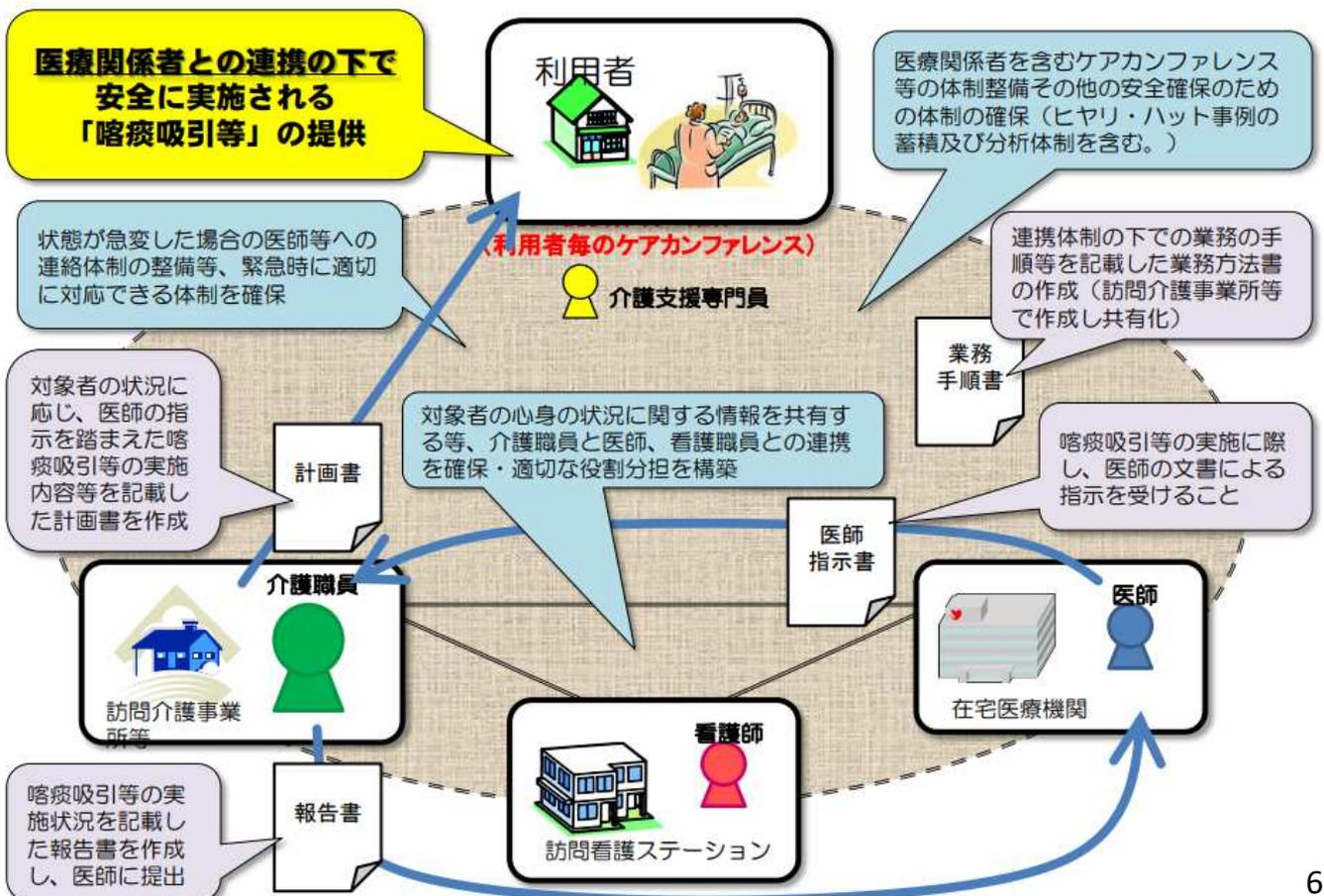


喀痰吸引等の提供（具体的なイメージ：施設の場合）



5

喀痰吸引等の提供（具体的なイメージ：在宅の場合）



6

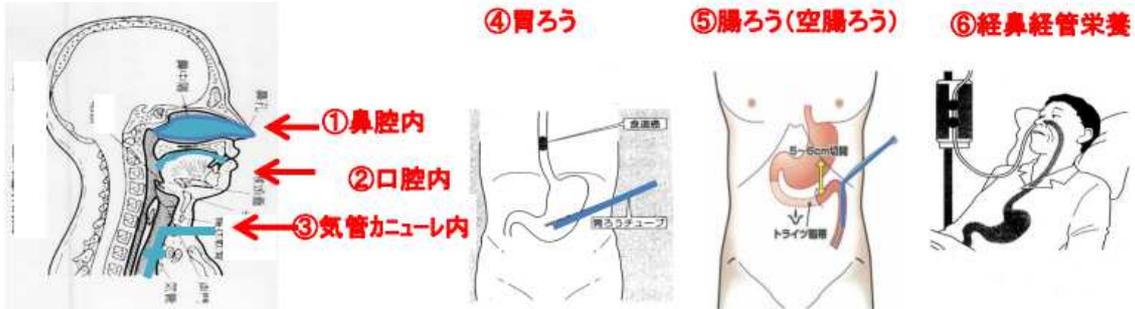
介護職員等による医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

喀痰吸引(たんの吸引)

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、又は十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。



行為にあたっての留意点

①鼻腔内 ②口腔内

介護職員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

③気管カニューレ内

介護職員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

④胃ろう ⑤腸ろう ⑥経鼻経管栄養

経管栄養を注入する時は、チューブの破損や抜けがないか、固定位置(胃ろう・腸ろう、鼻から出ているチューブの長さ)を目視で介護職員等が行う。胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されているか(シリンジや聴診器等で)の確認は、看護職員等が行う。

医行為の制限

医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

● 第17条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」をいう。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

● 罰則（第31条）

3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその両方

保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

● 第5条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

● 第31条

看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。

● 罰則（第43条）

2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はその両方

医行為の制限の例外

社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、**医師の指示の下に**、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
 - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等**研修を修了**する。
 - ② 県から認定特定行為業務従事者**認定証の交付**を受ける。
 - ③ 県から登録特定行為**事業者の登録**を受ける。

- 士士法附則第10条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]
介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第1項の**認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者**は、当分の間、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、**医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。**
- 士士法附則第11条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]
認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。
2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う**喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者**でなければ、その交付を受けることができない。
- 士士法附則第27条 [特定行為業務の登録]
自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する**都道府県知事の登録を受けなければならない。**

9

必要な手続きの概要 ①

● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか任意選択	対象者の必要な行為
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会課		障害福祉課

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

10

必要な手続きの概要 ②

① 喀痰吸引等研修の修了

登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

② 従事者の認定

■ **認定特定行為従事者認定証**の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、**県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。**

■ **申請先**

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	岡山県子ども・福祉部長寿社会課 長寿社会企画班	086-226-7326
3号研修	岡山県子ども・福祉部障害福祉課 障害福祉サービス班	086-226-7345

※岡山市や倉敷市内の事業所等であっても、申請先は、岡山県庁となります。

11

必要な手続きの概要 ③

③ 事業者の登録

■ **登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請**

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、**県が登録します。**

登録を受けなければ、特定行為は行えません。（士士法附則第27条）

■ **申請先**

各研修課程修了者の配置状況により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	岡山県子ども・福祉部長寿社会課 長寿社会企画班	086-226-7326
3号研修	岡山県子ども・福祉部障害福祉課 障害福祉サービス班	086-226-7345

※ 登録時に従事する認定特定行為業務従事者の認定内容により申請する課が異なります。事業所内で、種別が異なる認定者がいる場合で、3号研修認定者が1名でも従事される場合は、申請先は障害福祉課となります。

※岡山市や倉敷市内の事業所等であっても、申請先は、岡山県庁となります。

12

必要な手続きの概要 ④

④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (士士法第48の6 ※準用)

■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

● 必要な手続きの詳細・様式等

- ・岡山県「介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）について」

<https://www.pref.okayama.jp/page/420171.html>

- ・岡山県「介護職員等による喀痰吸引等【特定の者対象】について」

<https://www.pref.okayama.jp/page/264436.html>

- ・厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokuyuin/index.html

13

罰則・登録の取消し・欠格条項等

社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

● 士士法附則第31条 [罰則]

次の各号のいずれかに該当する者は、**30万円以下の罰金**に処する。

三 附則第27条第1項の規定に違反して、同項の**登録を受けないで、特定行為業務を行った者**

四 附則第27条第2項において準用する第48条の7の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

● 士士法第48条の7（士士法附則第27条第2項で読み替え）

都道府県知事は、登録特定行為事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その**登録を取り消し**、又は期間を定めて特定行為**業務の停止**を命ずることができる。

一 第48条の4各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

二 第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき

三 前条第1項の規定による届出（変更等の届出）をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

● 士士法第48条の4（士士法附則第27条第2項で「登録喀痰吸引等事業者」を準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、**登録を受けることができない**

一 **禁固以上の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して**2年を経過しない者**

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、**罰金の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して**2年を経過しない者**

三 第48条の7の規定により**登録を取り消され**、その取消しの日から起算して**2年を経過しない者**

四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

14

指定の取消し・欠格条項等

障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

- 第36条〔指定障害福祉サービス事業者の指定〕（抜粋）
 - 3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。
 - 四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当するとき。
- 第50条〔指定の取消し等〕（抜粋）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

 - 一 指定障害福祉サービス事業者が、第36条第3項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※児童福祉法や介護保険法にも、概ね同様の規定がある。

15

法令を遵守し、適切な業務の実施をお願いします！

「改めての確認を！」 「定期的の確認を！」

- 事業所・施設で、管理者や従業員との共通認識を図った上で、安全かつ適切に業務を実施してください。
- 業務を行うには、必要なプロセスが数多くあります。事業所・施設、従事者、利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、行政への必要な手続きや届出等は、遅滞なくできていますか？

※ 必要な手続きの詳細は、関係法令や厚生労働省や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、県担当課へお問い合わせください。

16